

戰後教育資料

VI-471

57

14

昭和二十五年十月

国立大学管理法案要綱第二次試案

大学管理法案起草協議会

天野

341

VI-471

6-2
497



国立大学管理法案要綱試案

(二五、一〇、一四)

(大学管理法案起草協議会第二次試案)

国立大学管理法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一 この法律は、国立大学の自治を尊重し、国立大学の行政に民意を反映せしめて、国立大学の適正な管理を図ることを目的とすること。

第二 国立大学の管理機関の組織、権限及び運営等については、他の法令に別段の定がある場合を除く外、この法律の定めるところによること。

第二章 国立大学審議会

(設置)

第三 文部省に、国立大学審議会を置くこと。

(委員)

VI-471

第四 1 国立大学審議會は、二十三人の委員をもつて組織すること。

2 文部大臣は、左に掲げる者を国立大学審議會の委員に任命すること。

一 国立大学の学長が互選した者

六人

二 日本学術會議がその会員のうちから推薦した者

四人

三 全国の大学の教授、助教授及び専任講師の組織する団体がその会員のうちから推薦した者

三人

四 学識経験のある者について両議院の同意を得た者

十人

3 前項第一号の委員が学長の地位を失つたとき及び第二号又は第三号の委員がそれぞれの団体の会員の地位を失つた場合においては、当然退職するものとする。

4 第二項第一号から第四号までに掲げる委員に欠員を生じたときは、その都度、文部大臣は、第二項各号に規定する手続を経て、補欠の委員を任命しなければならないこと。

5 第二項第一号の委員の互選の細目については、文部省令で定め、同項第二号及び第三号の委員の推薦の方法は、それぞれ当該各号に掲げる団体の定めるところによること。

6 第二項第四号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、文部大臣は、第二項第四号の規定にかかわらず、両議院の同意を経ないで、学識経験のある者のうちから、委員を任命すること

ができること。

7 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、文部大臣は、その委員を罷免しなければならないこと。

8 第二項第三号に規定する団体は、全国の大学の教授、助教授及び専任講師の三分の一以上の者を主たる会員とし、会員の協力によつて大学における教育研究の水準を高めるとともに、会員の生活と理想とを向上させることを目的として組織された団体で、文部大臣が指定したものでなければならないこと。

9 前項に規定する団体がなくなるときは、国立大学審議會の委員の数は、第四第一項の規定にかかわらず、二十人とする。

(委員の任期)

第五 1 国立大学審議會の委員の任期は、三年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

2 委員は、再任されることができること。

3 委員は、任期が満了した場合においても、あらたに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任すること。

(会長及び副会長)

四

- 第六 1 国立大学審議会に、会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定めること。
- 2 会長は、国立大学審議会の会務を総理すること。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理すること。
- 4 会長及び副会長の任期は、一年とすること。
- 5 会長及び副会長は、再任されることができること。
- 6 会長又は副会長が欠けた場合における後任の会長又は副会長の任期は、それぞれ前任者の残任期間とすること。

(委員の解任)

- 第七 1 文部大臣は、国立大学審議会の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、国立大学審議会の意見を聞かなければならないこと。
- 2 第四第二項第四号の規定による委員の解任については、前項による外、両議院の同意を得なければならぬこと。但し、この同意については第四第六項及び第七項の規定を準用すること。

(権限)

- 第八 1 文部大臣は、国立大学に関し、他の法律に定めるものの外、左の各号に掲げる事項を

行う場合においては、あらかじめ、国立大学審議会の承認を得なければならないこと。

- 一 国立大学関係法令の立案に関する基本的事項の決定
- 二 国立大学のための予算案編成の基本方針の決定
- 三 国立大学及びその学部、大学院、研究所その他重要な研究施設の設置廃止に関する方針の決定

- 四 国立大学の学生定員に関する事項の決定

- 五 国立大学の授業料、検定料、入学金等の決定

- 2 国立大学審議会は、国立大学の予算の執行その他国立大学に関する重要事項について、文部大臣の報告を求め、又は文部大臣の諮問に答え若しくはこれに対して勧告することができると。

(会議の招集)

- 第九 1 国立大学審議会の会議は、会長が招集すること。
- 2 会議は、定例会及び臨時会とする。定例会は、一年三回開く。臨時会は、会長が必要と認めるとき、又は委員五人以上から請求があるときにこれを開くこと。

(議事)

- 第十 1 会長は、国立大学審議会の会議を主宰すること。

2 国立大学審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができないこと。

3 議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長の決するところによること。

（議事及び運営の細目）

第十一 この法律の規定するものの外、国立大学審議会の議事及び運営の細目に關し必要な事項は、国立大学審議会が定めること。

（委員の報酬及び費用弁償）

第十二 1 国立大学審議会の委員は、非常勤とすること。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けないこと。

3 委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けること。

（庶務）

第十三 国立大学審議会の庶務は、文部省大学学術局が処理すること。

第三章 参議会

（設置）

第十四 国立大学に、参議会を置くこと。

（参議員）

第十五 1 参議会は、三十人以内において、当該大学の学長が評議会の議を経て定める員数の参議員をもつて組織すること。

2 参議員は、左の各号に掲げる者について文部大臣が任命すること。

一 学識経験がある者のうちから、学長が評議会の議を経て選定した者

二 大学の評議会が、当該大学の教授のうちから、自ら定める方法によつて選出した者

三 学長

3 前項第二号に規定する者のうちから任命される参議員の数は、総数の三分の一をこえることができないこと。

（参議員の任期）

第十六 1 学長以外の参議員の任期は、二年とすること。

2 参議員は、再任されることができること。

3 参議員が欠けた場合における後任の参議員の任期は、前任者の残任期間とすること。

（会長）

第十七 1 参議会に会長を置き、学長をもつて充てること。

2 会長は、参議会の会務を総理すること。

3 会長が事故ある場合は、会長があらかじめ定めておいた順序により、参議員がその職務を代理すること。

(参議會の審議すべき事項)

第十八 参議會は、当該大学の教育、研究及び運営に関する事項について、学長の諮問に答え又は学長に勧告すること。但し、学長は、左の各号に掲げる事項については、あらかじめ、参議會の意見を聞かなければならないこと。

- 一 重要な規則の制定改廃に関する事項
- 二 予算案の編成に関する事項
- 三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- 四 人事に関する基準の設定に関する事項
- 五 入学定員の決定に関する事項

(議事)

第十九 1 参議會の会議は、会長が招集し、その議長となること。

2 第十第二項及び第三項の規定は、参議會の議事に準用すること。

(議事及び運営の細目)

第二十 第十一の規定は、参議會の議事及び運営の細目に準用すること。

(参議員の報酬及び費用弁償)

第二十一 第十二の規定は、参議員の報酬及び費用弁償に準用すること。

第四章 評議會

(設置)

第二十二 数箇の学部を置く国立大学に、評議會を置くこと。

(評議員)

第二十三 1 評議會は、左に掲げる評議員をもつて組織すること。

一 学長

二 学部長

三 各学部の教授二人

2 前項第三号の評議員は、各学部毎に、教授会において、当該学部の教授のうちから選出すること。

3 当該大学の事情により、評議會の定める規則に基いて、附置研究所の長、その所属の教授、図書館長及び附属病院長その他これに準ずる職員を評議員とすることができること。

(教授である評議員の任期)

第二十四 教授である評議員の任期は、二年とし、再任を妨げないこと。

(権限)

第二十五 評議會は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、左に掲げる事項を審議決定すること。

- 一 第十八第一号から第五号までに掲げる事項
- 二 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項
- 三 参議会に附議すべき事項の原案作成に関する事項
- 四 参議会が答申し又は勧告した事項の処理に関する事項
- 五 教職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項
- 六 当該学部の教授会の議を経て行う学生の懲戒に関する事項
- 七 その他当該大学の運営に関する重要事項

(議事及び運営)

第二十六 1 評議會の会議は、学長が招集し、その議長となること。

2 評議會の議事及び運営の方法については、評議會が定めること。

第五章 教授会

(設置)

第二十七 国立大学の学部(單に一個の学部を置く国立大学(單科大学という。))を含む。この章中

以下同じ。)に教授会を置くこと。

(組織)

第二十八 1 教授会は、学部長(單科大学にあつては学長。この章中以下同じ。)及び学部の全教授をもつて組織すること。

2 教授会には、学部長と教授とをもつて構成する教授会の定める規則に基づいて、助教授及び専任講師を加えることができること。

(審議すべき事項)

第二十九 教授会は、この法律又は他の法律に別段の定がある場合を除く外、当該学部における左に掲げる事項を審議決定すること。

一 学科、講座(これに代るべきものを含む。)並びに教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項

二 学科目の種類及び編成に関する事項

三 学生の入学及び卒業の認定に関する事項

四 学生の試験に関する事項

五 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項

六 学生の懲戒に関する事項

七 その他当該学部教育、研究及び運営に関する事項

(單科大学の特例)

第三十 單科大学においては、評議会の権限は、教授会が行うこと。

(代議員会)

第三十一 1 單科大学又は同一学部が地域内に分散しているため、しばしば教授会を開くことが困難な事情がある場合には、教授会の議を経て代議員会を設けることができること。

2 代議員会の権限、代議員の選出方法その他代議員会の運営に関する事項は、教授会が定めること。

(附置研究所の教授会)

第三十二 1 国立大学の附置研究所に教授会を置くこと。但し、附置研究所の事情により、評議会の議を経て、これを置かないことができること。

2 附置研究所の教授会には、附置研究所の長と教授とをもつて構成する教授会の定める規則に基づいて、教授又は助教授に準ずる職員を加えることができること。

3 前項に定めるものを除く外、学部の教授会に関する規定は、附置研究所の教授会に準用すること。

(議事及び運営)

第三十三 1 教授会の会議は、学部長(附置研究所にあつては附置研究所の長)が招集し、その議長となること。

2 教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定めること。

第六章 学 長

(任期)

第三十四 1 学長の任期は、三年以上六年以内において、当該大学が定めること。

2 学長は、当該大学の定めるところにより、再任を妨げないこととすることができること。

(職務)

第三十五 1 学長は、当該大学の教育研究を統轄し、且つ、当該大学を代表すること。

2 学長は、評議会の定めた方針に基づき、当該大学運営の責に任ずること。

3 学長は、国立大学審議会及び当該大学の参議会に対し、文部省令の定めるところに従い、年度報告を書面によつて提出すること。

第七章 学部長

(任期)

第三十六 1 学部長の任期は、三年以内において、当該学部教授会の定めるところによること。

2 学部長は、当該学部教授会の定めるところにより、再任を妨げないこととすることができること。

(職務)

第三十七 1 学部長は、当該学部の教育研究を統轄し、且つ、当該学部を代表すること。

2 学部長は、教授会の定めた方針に基づき、当該学部運営の責に任ずること。

(教授会を置く附置研究所の長の職務)

第三十八 教授会を置く附置研究所の長については、前條の規定を準用すること。

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定めること。

(最初の委員の任命)

2 この法律施行の際国会が閉会又は衆議院が解散中である場合においては、第四第二項第四号の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで最初の委員を任命することができること。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において、両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得ることができないときは、文部大臣は、そ

の委員を罷免しなければならないこと。

(第一回の国立大学審議会の招集)

4 この法律に基づく第一回の国立大学審議会の会議は、第九の規定にかかわらず、文部大臣が招集すること。

(最初の委員の任期)

5 最初の任命にかかる第四第二項第四号の委員の任期は、第五第一項の規定にかかわらず、三人は一年、三人は二年とすること。

6 前項の規定により任期を一年又は二年とする委員は、くじで定めること。

7 この法律施行の際現に存する評議会及び教授会は、この法律施行の日から六月経過した日までは、なお従前の例によることができること。

◎教育公務員特例法中「大学管理機関」とあるのを次表の下欄のように改正すること。

條 項	「大学管理機関」の行うことになつてい る事項	国立大学管理法によつて改正すべき管 理機関
第四條第一項	学長及び部局長の採用並びに教員の採 用及び昇任に関する選考	(1) 学長にあつては当該大学の定める 規則に従い評議会 (2) 学部長及び教授会を置く附置研究 所の長にあつては教授会の議を経て

		学長、その他の部局長にあつては評議会の議を経て学長
		(3) 学部及び教授会を置く附置研究所の教員にあつては教授会の議を経て学長、その他の教員にあつては評議会の議を経て学長
		(1) 学長にあつては評議会の議を経て学長
第四條第二項	右の選考の基準の決定	(2) 学部長及び教授会を置く附置研究所の長にあつては教授会及び評議会の議を経て学長、その他の部局長にあつては評議会の議を経て学長
第五條第一項 から第五項ま	学長、教員及び部局長の本人の意に反	(3) 学部及び教授会を置く附置研究所の教員にあつては教授会及び評議会の議を経て学長、その他の教員にあつては評議会の議を経て学長 (1) 学長にあつては評議会 (2) 学部長及び教授会を置く附置研究所の長にあつては教授会の意見を聞いて評議会、その他の部局長にあつては評議会

VI-471

で	して行ふ転任の場合の審査	(3) 学部及び教授会を置く附置研究所の教員にあつては教授会の意見を聞いて評議会、その他の教員にあつては評議会
第六條	学長、教員及び部局長のその意に反する免職並びに教員のその意に反する降任を行ふ場合の審査	(第五條の場合に同じ)
第七條	学長、教員及び部局長の心身の故障による休職期間の個々の場合における決定	評議会の議を経て学長
第八條第一項	学長及び部局長の任期の決定	評議会の議を経て学長、但し、学部長及び教授会を置く附置研究所の長にあつては教授会の議を経て学部長又は附置研究所の長
第八條第二項	教員の停年の決定	評議会の議に基き学長
第九條	国立大学の学長、教員及び部局長の懲戒処分に関する審査	評議会（但し、懲戒処分による免職の場合は、第五條の場合と同じ）
第十條	大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分	学長

第十一條	大学の学長、教員及び部局長の服務に 関し必要な事項の決定	評議会の議を経て学長
第十二條第一 項	学長、教員及び部局長の勤務成績の評 定及びその結果に応じた措置の決定	(1) 学長にあつては評議会の議を経て 学長 (2) 部局長にあつては第四條第一項の (2)に同じ (3) 教員にあつては第四條第一項の(3) に同じ
第十二條第二 項	右の勤務成績評定の基準の決定	評議会の議を経て学長
第十九條第二 項	研修に関する計画の樹立及びその実施。	国立大学審議会の議を経て文部大臣

○備考

- (1) 第五條、第六條及び第九條の審査をする場合において、大学に附属する学校の教員の身分に関しては、すべて評議会の権限とすること。
- (2) 学長、学部長、教授会を置く附置研究所の長の免職、転任等の審査をする評議会、教授会において、審査を受ける者がその会議の議長である場合には、その審査に關し議長の職務を行う者を定めなければならないこと。
- (3) 国立大学が新設される場合の学長の選考は、教育公務員特例法第四條第一項の規定にかかわらず、

大学設置審議会の議を経て文部大臣が行うこと。

- (4) 学部が完成年度に達し、且つ、学部の教授定員の二分の一以上の教授が任命されるまでは、当該学部の学部長及び教員の採用に関する選考は、教育公務員特例法第四條第一項の規定にかかわらず、大学設置審議会の議を経て学長が行うこと。
- (5) 国立大学管理法施行の際現に国立大学の学長、部局長及び教員に在職する者は、それぞれこの法律に定める手続を経て任命されたものとみなし、その任期を終るまで在職することができること。但し、任期の定めのない学長及び部局長は、任命の日から四年間は在職することができること。

(註) 人事に関する規定はすべて教育公務員特例法に規定することにし、国立大学管理法には規定しないことにした。

VI-471

VI-471

(印刷製造)

VI-471